



JASDAQ

平成 20 年 6 月 26 日

各 位

会 社 名 株式会社 セ ッ ク
代表者名 代表取締役社長 秋 山 逸 志
(コード番号：3741)
問合せ先 総務部長 持 田 恒 夫
(TEL . 03 - 5458 - 7727)

内部統制システムの構築に関する基本方針について

当社は、本日開催の当社取締役会において、「内部統制システムの構築に関する基本方針」について、下記のとおり決定いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、役職員の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任を果たすため、会社理念(目標、方針、行動規準)を定め、それを全役職員に周知徹底します。

2. 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

取締役の重要な意思決定または重要な報告に関しては、社内規程(「文書管理規程」及び「記録管理規程」等)に従い、適切な管理を行います。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

全社のリスク管理を統括する担当取締役を置き、リスク管理を体系的に規定する「リスク管理規程」を定めます。
担当取締役は、リスク管理を統括し、当社のリスク管理状況を取締役会に報告します。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会で、各取締役の担当役割及び担当部門を決定し、業務執行責任を明確にします。
取締役会は、経営の執行方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督します。
担当取締役は、担当する業務の執行状況を監督し、各部門の実施状況は、部門責任者が参加する会議にて評価します。

5. 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社には、親会社及び重要な子会社が存在しないため、その必要性が明確になるまで定めない方針とします。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役は、内部監査室の要員に対し、補助者として監査業務の補助を行うよう命令できるものとし、

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前項の補助者の人事異動、人事考課及び懲戒処分には、監査役の承認を得なければならないものとします。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、ただちに監査役に当該事実を報告するものとします。また、監査役は、取締役または使用人等に対し報告を求めることができるものとします。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会のほか、重要な会議に積極的に参加し、また随時経営者、内部監査室長と面談を行い、意見交換を実施するものとします。

以上